死亡労働災害速報（令和８年９月）

（建災防宮城県支部）

秋田県で名取市の作業員が重機と土止め支保工の間に挟まれ、死亡

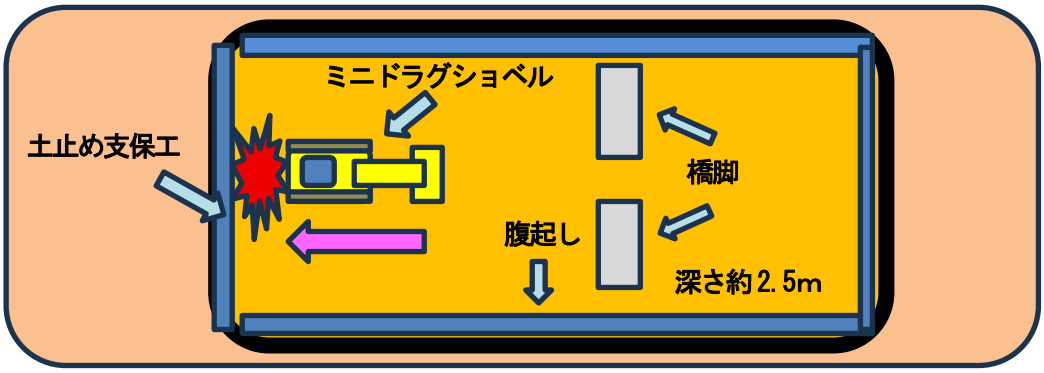
発生年月	令和８年９月11日(金)		
業　　種	土木工事業	事業場規模	不詳
事故の型	はさまれ・巻き込まれ	起 因 物	建設用機械

発生状況

９月11日(金)午前９時頃、秋田県横手市で、名取市在住の作業員がミニドラグショベルと土止め支保工の間にはさまれ、死亡しました。

現場は橋脚の補強工事であり、被災者は、橋脚の周囲を深さ約 2.5m掘り下げた箇所でミニドラグショベルを運転し、埋め戻し作業を行っていた模様です。ミニドラグショベルはキャノピーがないタイプであり、一連の埋め戻し作業の中で敷き均しを行うために後退した際、何らかの理由により身体のバランスを失い、運転席から身体が投げ出され、上半身を運転席後部と土止め支保工の矢板又は腹起しとの間にはさまれた模様です。

考えられる原因としては、地面に凹凸があり、運転していたミニドラグショベルが大きく揺れ、その時に身体が投げ出されたこと、後方の作業状況を視認するため身を乗り出していた際にバランスを失って運転席から転落したことなど様々なことがありますが、詳細については、現在、関係機関にて発生状況・原因などを含めて調査中です。



上記イメージ図は、一般的な橋梁のつり足場内の作業をイメージしたものであり、本件とは関係ありません。

災害防止対策

（ 関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。 ）

1　作業場所に係る事前の調査・確認及び車両系建設機械の種類・能力等に基づく運行経路、作業方法が示された安全な作業計画を作成し、関係作業者に周知した上、当該作業計画に沿って作業を行うこと。

2　単独作業となる場合、近辺を通行する又は作業する者がいる場合などは、誘導者を配置し、安全が確保された中で作業を行うこと。

3　できるな限り、転倒時における運転員保護構造であるキャノピーなど運転席空間の確保が維持でき、、シートベルトを備え付けた車両系建設機械を使用すること。

4　少なくとも、異常がなく耐用年数の範囲内である飛来・落下防止用かつ墜落時保護用の保護帽を適切に着用すること。

5　できる限り単独での作業は避け、単独作業となる場合には通信手段・連絡体制を整備する、定期的な巡視をこまめに行う、定時報告を求める等単独作業による危険の排除に努めること。